基本ルール

2025 年 3 月

FTSE Global Equity Index Series

v13.4

This document has been translated from English and in case of any discrepancy the English version shall prevail.

FTSE RUSSELL
An LSEG Business

lseg.com/en/ftse-russell

目次

セクション 1 はじめに 3
セクション 2 運営・管理責任 6
セクション 3 FTSE Russell インデックス ポリシー 8
セクション 4 株式に関する国の組入れ基準 11
セクション 5 組入れ基準 13
セクション 6 適格有価証券に適用される審査 14
セクション 7 構成銘柄の定期的レビュー 20
セクション 8 レビュー時以外の追加 25
セクション 9 コーポレートアクション およびイベント 28
セクション 10 配当金の取扱い 30
セクション 11 業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark: ICB) 31
セクション 12 アルゴリズムと算出方法 32
付録 A 適格証券取引所および市場セグメント 33
付録 B 証券の適格クラス 39
付録 C 算出スケジュール 45
付録 D 国の追加と削除 47
付録 E 国分類 50
付録 F 国別インデックス 51
付録 G FTSE Russell 中国株式の説明 52
付録 H インデックスのステータス 53
付録 I 詳細情報 54

セクション 1

はじめに

1. はじめに

1.1 FTSE Global Equity Index Series

1.1.1 FTSE Global Equity Index Series は、48 カ国の有価証券を対象とし、先進国、アドバンスト新興国、セカンダリー新興国のセグメントに区分されています。本基本ルールにおいて、FTSE Global Equity Index Series の言及には、以下が含まれます。

- FTSE Global All Cap Index Series（大型株、中型株、小型株）
- FTSE All-World Index Series（大型株、中型株）
- FTSE World Index Series（大型株および中型株 - 先進国およびアドバンスト新興国のみ）
- FTSE Global Small Cap Index Series（小型株）
- FTSE Global Micro Cap Index Series（超小型株）
- FTSE Global Small/Micro Index Series（小型株および超小型株）
- FTSE Global Total Cap Index Series（大型株、中型株、小型株、超小型株）

1.1.2 インデックスは以下のレベルで算出されます：

- 地理的（グローバル、地域、国）
- 国分類（先進国、アドバンスト新興国、セカンダリー新興国）
- ICB インダストリー
- ICB セクター
- ICB 分類の組み合わせに基づく追加的なセクター・インデックス（選定された地域と国について提供可能）

インデックス シリーズ内の特定のインデックスについて、各種インデックス値が算出されます:

- キャピタルおよびトータル リターン インデックス
- 特定の源泉徴収税率に基づくネット トータル リターン インデックス（セクション 10 を参照）
- 基準通貨（米ドル）以外の通貨で算出されたインデックス
- 為替ヘッジ インデックス

- キャップ インデックス： 詳細については、FTSE Russell Capping Methodology Guide をご覧ください。
- 構成銘柄のサイズ - 大型、中型、小型、超小型の時価総額別インデックス。大型、中型、小型、超小型の時価総額別インデックスの内訳についてはセクション 7 をご覧ください。
- グローバル、地域、単一国のインデックス
- セクターインデックス
- バリューおよびグロース・インデックスが算出されます。これらのインデックスについては基本ルールが利用可能です。
- 外国人持株比率に制限のない国内投資家向けインデックス。
- ご要望に応じて、産業、国、セクターを除外したインデックスなど、カスタマイズしたインデックスを追加して算出することも可能です。また各インデックスはリアルタイムで計算、配信することも可能です。
- すべてのインデックスは米ドルおよび現地通貨で計算されています。また、インデックス値はユーロ、英ポンド、日本円でも公表しています。

インデックスの算出方法や計数値に関する技術的な詳細は、基本ルールの付録、および FTSE Russell から入手可能な FTSE Global Equity Index Series Guide to Calculation Method および Corporate Actions and Events Guide for Market Capitalisation Weighted Indices に記載されています。

1.2 FTSE Global Equity Index Series は、インデックス設計において ESG 要素を考慮していません。

1.3 FTSE Russell

FTSE Russell は、FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited （およびその子会社である FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Fixed Income Europe Limited）、FTSE Fixed Income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited, Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited, Refinitiv Limited、Beyond Ratings の商標です。

1.4 インデックスの目的と用途

1.4.1 インデックスおよびインデックス計数値は、インデックスの定義に含まれる投資市場を反映し、当該市場の詳細な分析を容易にすることを目的としています。

1.4.2 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックス シリーズの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックス シリーズを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックス シリーズの変更、中断、中止に耐え得るべきものか、その可能性に対応できるべきものでなければならないことを、当インデックス シリーズ利用者に対し通知します。

1.4.3 当インデックスシリーズを参照するインデックス利用者または当インデックスシリーズを参照する投資商品に自分自身や顧客の資金を投資することを選択する利用者は、事前にインデックスシリーズのルール・ベース・メソロドジーの利点を自ら分析・評価するとともに、独立した第三者の助言を参考にするべきです。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本ルールの不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは

– インデックスまたはデータの構成銘柄を組成する際の何らかの不正確性。

1.5 IOSCO

1.5.1 FTSE は、FTSE Global Equity Index Series は 2013 年 7 月に公表された IOSCO の金融ベンチマーク原則を満たしていると考えます。

詳細については以下をご覧ください www.iosco.org .

IOSCO 原則に対する FTSE Russell のコンプライアンスに関する声明文の詳細は、以下のリンクからご覧いただけます。

IOSCO Statement of Compliance

セクション 2

運営・管理責任

2. 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE は、インデックス シリーズのベンチマークの管理者です。[1]

2.1.2 FTSE はインデックス シリーズの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本に従って、インデックスの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックスを配信する

2.2 FTSE Russell 外部諮問委員会

2.2.1 FTSE Russell は、アドバイスとガイダンスを提供するために、以下の外部諮問委員会を設置しています。

- FTSE Russell Asia Pacific Regional Equity Advisory Committee
- FTSE Russell Europe, Middle East & Africa Regional Equity Advisory Committee
- FTSE Russell Americas Regional Equity Advisory Committee
- FTSE Russell Equity Country Classification Advisory Committee
- FTSE Russell Industry Classification Advisory Committee
- FTSE Russell Policy Advisory Board

2.2.2 FTSE Russell の外部諮問委員会の Terms of Reference は FTSE Russell のウェブサイトに掲載されており、以下のリンクからアクセスすることができます。

Terms of Reference

[1]本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は 、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制(欧州連合) 2016/1011 (欧州ベンチマーク規制) および 2019 年付けベンチマーク(改正および経過規定) (EU 離脱)規則(英国ベンチマーク規制)における定義と同義で使用されます。

2.3 基本ルールの改訂

2.3.1 インデックス・シリーズの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、当基本ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルール大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.3.2 FTSE Russell Equity Indices の Statement of Principles に規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などと見做されない場合においても、FTSE Russell はこのルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

セクション 3

FTSE Russell インデックス ポリシー

3. FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス ポリシー文書と併せてご参照下さい。

3.1 FTSE グローバル株式インデックスの算出方法ガイド

このガイドの目的は、インデックスの計算方法を説明し、利用者の投資や取引活動をサポートするためにインデックスの複製を容易にし、インデックスのパフォーマンスに影響を与える要因を理解することを支援することです。

FTSE_Global_Equity_Index_Series_Guide_to_Calc.pdf

3.2 コーポレートアクションおよびイベント ガイド

3.2.1 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成企業の変更の詳細は、以下のリンクからご覧いただけるコーポレート・アクションおよびイベント・ガイドをご参照下さい。

Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf

3.3 FTSE Russell Equity インデックスの原則声明（Statement of Principles）

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell　は、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明を参照して適切な取り組みを決定します。原則声明は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後、議論され、最終的には FTSE Russell の Index Governance Board により承認されます。

原則声明は、次のリンクからご覧いただけます：

Statement_of_Principles.pdf

3.4 お問い合わせ、苦情、異議申し立て

インデックスの構成銘柄である企業（またはその代理人）、構成銘柄となることが見込まれる企業（またはその代理人）、政府機関、または業として活動する組織においてインデックスを利用する者による 10 人以上のグループは、FTSE Russell の決定に対して異議申し立てを行うことができます。

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからをご覧いただけます：

Benchmark_Determination_Complaints_Handling_Policy.pdf

FTSE Russell への異議申し立てのプロセスは、次のリンクをご参照下さい：

Appeals_Against_Decisions.pdf

3.5 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

3.5.1 取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

Index_Policy_for_Trading_Halts_and_Market_Closures.pdf

3.6 顧客が市場または有価証券の取引ができない場合のインデックス取り扱い方針

3.6.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

Index_Policy_in_the_Event_Clients_are_Unable_to_Trade_a_Market_or_a_Security.pdf

3.7 制裁対象構成銘柄の取り扱い

この文書では、指定された上場証券の取引または保有を制限または禁止している制裁措置の対象となった、または現在対象となっている FTSE Russell Index の構成銘柄をリストアップしています。制裁措置の対象となるインデックス構成銘柄は、FTSE Russell Index Policy Guide の 「In Event Clients are Unable to Trade Market or a Security」の 2.3 項「Sanctions are imposed which restricted investment into foreign jurisdictions」に従って取り扱われます。

FTSE_Russell_Treatment_of_Sanctioned_Index_Constituents.pdf

3.8 再計算方針とガイドライン

3.8.1 何らかの不正確さが認識される際、FTSE Russell は、FTSE Russell インデックス再計算ガイドラインに定められたステップに沿って、ひとつのインデックスまたはインデックス・シリーズ全体を再計算すべきか、また関連データ・プロダクトを改定すべきかを決定します。FTSE Global Equity Index Series の利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けることになります。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧いただくか、info@ftserussell.com. までお問い合わせください。

Recalculation_Policy_and_Guidelines_Equity_Indices.pdf

3.9 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

3.9.1 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい：

Policy_for_Benchmark_Methodology_Changes.pdf

3.10 FTSE Russell のガバナンスの枠組み

3.10.1 FTSE Russell はそのインデックスを監督するために、プロダクト、サービス、テクノロジーのガバナンスをカバーするガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる防衛リスク管理フレームワークの 3 つの防衛線が組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則[2]と欧州ベンチマーク規則[3]、また英国ベンチマーク規則への準拠を確実にしています[4]。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい：

FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf

[2] IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013
[3]有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011
[4]ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019

3.11 リアルタイム・ステータスの定義

3.11.1 リアルタイムで計算されるインデックスについては、リアルタイム・ステータス定義の詳細を掲載する以下のガイドをご覧ください。

Real_Time_Status_Definitions.pdf

セクション 4

株式に関する国の組入れ基準

4. 株式に関する国の組入れ基準

4.1 分類カテゴリー

4.1.1 FTSE は、グローバル インデックスに組み入れる国を 3 つのカテゴリーに分類しています。先進国、アドバンスト新興国、セカンダリー新興国 FTSE は、市場ステータスを評価するための基準、および国や市場が各カテゴリーでの適格対象になるための最低基準を維持しています。最低基準は、セカンダリー新興国からアドバンスト新興国へ、アドバンスト新興国から先進国へ引き上げられます。その国が満たす最も高い基準のカテゴリーに分類されます。FTSE は、グローバル インデックスに組み入れられているすべての国、および組入れが検討されている国について、毎年見直しを行っています。各カテゴリーに含まれる現在の国一覧については付録 E をご覧ください。

または、以下のリンクをご覧ください：FTSE Equity Country Classification

4.1.2 国が、先進国、アドバンスト新興国、またはセカンダリー新興国に分類されるためには、FTSE Quality of Markets マトリックスに記載されているこれらの分類の基準を満たし、FTSE Global Equity Index Series の適格基準値を満たす有価証券の最低投資可能時価総額と銘柄数の要件を満たしていなければなりません。詳細については、以下のン文書をご覧ください：FTSE Equity Country Classification Process

4.2 国の見直しプロセス

4.2.1 FTSE は、グローバル インデックスに組み入れられているすべての国、および組入れの可能性が検討されている国について、毎年見直しを行っています。すでにインデックスに登録されている国は、各カテゴリーの最低基準に照らして評価され、再分類またはインデックスからの削除の前に、ウォッチリストに掲載されます。インデックスに含まれていない国は、各カテゴリーの最低基準に照らして評価され、適切であれば、将来的にいずれかのカテゴリーに含まれる可能性があるため、ウォッチリストに追加されます。年次見直しを行うにあたり、FTSE は FTSE Russell Equity Country Classification Advisory Committee に諮問します。FTSE は、毎年 3 月と 9 月に、組入れまたは除外の可能性が監視されている国のウォッチリストを公開します。

このプロセスの詳細については、以下の文書をご覧ください。FTSE Equity Country Classification Process

4.2.2 FTSE は、毎年 9 月に年次見直しの結果を公開します。FTSE は、国の分類を変更する場合、通常、少なくとも 6 ヶ月前に通知します。

4.2.3 事前通知後、国の追加は随時行われる可能性があります。

4.2.4 事前通知後、新しい地域別インデックスの追加は随時行われる可能性があります。

4.2.5 新たに追加された国の企業は、該当する半期ごとの地域別レビューと、事前通知後に実施された変更に沿ってレビューが行われます。

4.2.6 現在、FTSE Global Equity Index Series の適格対象となる国や市場については、付録 A をご覧ください。

4.3 インデックス組入れ基準

4.3.1 必要な基準を満たした国は、FTSE Global Equity Index Series への組入れ資格を得ることになり、国別インデックスが構築され、FTSE Global Equity Index Series に組み入れられます。

4.3.2 既存の国インデックスは、その国を代表する適格な構成銘柄がインデックス内にとどまる限り、または市場がフロンティアマーケットのステータスに再分類されるまでは、FTSE Global Equity Index Series にとどまります。

4.3.3 現在、FTSE Global Equity Index Series で算出されている国インデックスについては、付録 F をご覧ください。

セクション 5

組入れ基準

5. 組入れ基準

5.1 企業の組入れ基準

5.1.1 以下は組入れ対象外とします

- ICB 業種分類ベンチマークで、クローズド エンド型投資 （30204000）、 オープンエンド型およびその他の投資ビークル（30205000）に分類される、株式およびその他の投資商品（例：投資信託など）の保有を事業とする会社。
- リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ（LLP）、リミテッド・パートナーシップ （LP）、マスター・リミテッド・パートナーシップ （MLP）、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）、 ビジネス・ディベロップメント・カンパニー（BDC） など。

  ステープル証券が適格証券と非適格証券 （株式以外や投資信託の構造など）で構成されている場合、その証券は組入れの対象とはなりません。

5.2 証券の組入れ基準

5.2.1 FTSE Russell は、各国において組入れ対象となる証券のクラスを定期的に見直しています。

付録 B は、適格国の現在の適格クラス一覧です。

5.2.2 転換優先株と貸付株は転換されるまで除外されます。

5.2.3 一企業が預託証券（DR）と原株式の双方を上場している場合、原株式は適格基準すべてを満たせばインデックス組入れ対象として考慮されます。預託証券は原株式が流動性審査に合格せず、預託証券それ自体で流動性審査に合格し、原株式と同様の地域および時間帯の取引所で取引されている場合にのみ、組入れ対象として考慮されます。疑義を回避するために、一企業が預託証券のみを上場している場合は、その預託証券（中国 N 株以外）はインデックス組入れ対象とはなりません。

セクション 6

適格有価証券に適用される審査

6. 適格有価証券の審査

FTSE Global Equity Index Series に採用されるには、以下の審査に合格することが必要です。

6.1 最低議決権

6.1.1 先進国市場の国籍を持つ企業（先進国市場の一覧は付録 E を参照）は、無制限の株主 の（上場していない株式や取引されていない株式も含め、識別可能な証券として集約されるすべての証券）議決権比率が 5%以上であることが必要とされ、そうでない場合はインデックスへの組入れに不適格とみなされます。「無議決権」または法的に最低減の権利のみを提供する株式は、最低議決権の見直しに関しては、議決権を有しないものとみなされます。新興市場証券はこの要件の対象外です。

最低議決権要件に関しよくある質問は以下のリンクから：

Minimum Voting Rights Hurdle FAQ

6.1.2 無制限の株主の議決権割合は、次のように計算されます。

$$\frac{\text{(The number of votes in the hands of shareholders that are unrestricted as determined by the application of FTSE Russell free float definitions.)}}{\text{(The total number of votes conferred by the shares outstanding of all the company's voting securities including those that have not been admitted to trading on a regulated venue.)}}$$

例：A 社は 1 株に 1 票の投票権を付与されたクラス A 株式 100,000,000 株を保有、浮動株は 65%です。同社はまた 1 株に 10 票の投票権を付与されたクラス B 株式 300,000,000 株を保有します。

上場されているクラス A 株式が、会社の議決権の 5%超に該当しているかどうかは以下のように算出されます。

$$\frac{\text{65m (i.e. 100m class A voting rights*65\% float)}}{\text{3.1bn (i.e. 100m class A + 3bn class B)}}$$

= 2.097% of the company's voting rights in public hands

注：誤解を避けるため、Dual Class Share Structure（DCSS）を有する英国企業において、Specified Weighted Voting Rights（SWVR）を有する場合には、通常 SWVR は最低議決権テストにおいて、1 株につき 1 議決権を付与されるとみなされます。 ただ

し、FTSE Russell が すべての事項に関する議決権行使の強化を誘発するような支配権の変更が発生したと認識した場合は、FCA の定義する SWVR ガイドラインに従って、強化された議決権比率がテストの目的に使用されます。

6.2 投資可能ウェイトの審査

FTSE Global Equity Index Series の構成銘柄は、浮動株比率や外国人保有比率の制限を考慮して調整されています。

A. 初期ウェイト

投資可能時価総額が地域別組入れ比率水準の 10 倍を超える場合（規則 7.6.2 参照）を除き、浮動株比率が 5%以下の証券はインデックスから除外されます。

浮動株規制の詳細については、以下のリンクをご覧ください：

Free_Float_Restrictions.pdf

B. 外国人保有株式制限

FTSE Russell のインデックスメソドロジーでは、政府、規制当局、または会社の既定による外国人投資家の株式保有に課せられた制限を考慮に入れています。

外国人保有制限の詳細については、以下をご覧ください：

Foreign Ownership Restrictions and Minimum Foreign Headroom Requirement.pdf

C. 最小外国人ヘッドルーム要件

FTSE Russell は、「外国人ヘッドルーム」を、会社ごとの外国人保有上限 （FOL） に対する余裕枠の割合、つまり （FOL – 外国人保有額）/ FOL として定義しています。***

たとえば、企業に 49%の外国人保有上限があり、そのうち 39%が外国人投資家によって保有されている場合、外国人ヘッドルームは 20.41%、つまり（49%-39%）/ 49%として計算されます。***

最小外国人ヘッドルーム要件の詳細については、以下をご覧ください：

Foreign Ownership Restrictions and Minimum Foreign Headroom Requirement.pdf

6.3 流動性の審査

6.3.1 各証券は、3 月と 9 月の半年ごとに、1 日の取引量の月間中央値を算出することで、流動性がテストされます。

詳細については、FTSE Global Equity Index Series - Guide to Calculation Method for the Median Liquidity Test をご覧ください。（以下のリンクからアクセスできます）：

Guide_to_Calculation_Methods_for_GEIS_Liquidity.pdf

6.3.2 株価が非常に高い結果、既存の構成銘柄が流動性の審査で不合格になることがあります。このため、FTSE Global All Cap インデックスの既存の構成銘柄に複数の種類株式が含まれる企業の株式で、ある種類株が半期の流動性審査で不合格となった場合でも別の種類株が適格である場合、半期のレビュー締切日に、以下の条件を満たす場合にはインデックス構成銘柄として維持されます。

- 不合格の種類株の価格が 1 株当たり 20,000 米ドル以上である、または投資可能な時価総額が 200,000 百万米ドル以上である
- 不合格の種類株が、制限なく適格種類株に変換される
- 複数の種類株が他のすべてのインデックス適格性の審査に合格し続けている

6.4 監視銘柄の審査

6.4.1 証券取引所の監視対象となり、以下のセグメントに割り当てられた銘柄は、インデックスへの組入れの対象とはなりません。既存の構成銘柄が不適格監視セグメントに割り当てられている場合、通常、次の四半期のレビュー時点でインデックスから削除され、削除から 12 ヶ月が経過し、監視対象から外れた場合にのみインデックスへの組み込みが再検討されます。インデックスの適格性の観点から、新規発行として扱われます。

国	取引所	セグメント
中国	上海証券取引所	特別扱い（ST）
	深セン証券取引所	
ギリシャ	アテネ証券取引所	監視中特定セグメント
インド	ボンベイ証券取引所	段階的監視措置（GSM）
	インド国立証券取引所	
インドネシア	インドネシア証券取引所	ウォッチリストボード
マレーシア	マレーシア証券取引所	PN17
ポーランド	ワルシャワ証券取引所	変更リスト
シンガポール	シンガポール取引所	ウォッチリスト
韓国	韓国証券取引所	管理銘柄
台湾	台湾証券取引所	Altered Trading Method （ATM）
	タイペイ エクスチェンジ	
タイ	タイ証券取引所	SET の証券上場廃止の規則第 9 条 6 項により上場廃止となる可能性のある会社
トルコ	イスタンブール証券取引所	ウォッチリスト
アラブ首長国連邦	アブダビ証券取引所	第 2 カテゴリー審査
	ドバイ金融市場	カテゴリーB 審査

構成銘柄については、四半期ごとの発行済み株式数と 3 月、6 月、9 月、12 月の浮動株締切日のデータに基づき監視が審査されます。

非構成銘柄の場合は、3 月、6 月、9 月、12 月のレビュー締切日のデータに基づき監視の審査が行われます。

インデックスのレビュー発表日以降、レビュー適用日までに上記のセグメントに割り当てられた銘柄は、その都度評価されるため、通常のインデックス レビューにおける追加、投資可能ウェイト、発行済み株式の変更が次のレビューでは実施されなくなる可能性があります。

6.4.2 定期的見直しにおいて、検討銘柄あるいは既存銘柄が次のような不適格監視セグメントに該当する場合、取引停止方針のガイドラインが適用され、したがって FTSE Russell Index Policy for Trading Halts and Market Closures のセクション 4.2 に概説されるようにその定期的見直しは通常延期となります。

- インドネシア証券取引所 Criteria 10 によるウォッチリストボード

- 台湾証券取引所における処分証券
- タイ証券取引所の市場監視測定リストのレベル 2 およびレベル 3 の証券

説明目的の一例：定期的な見直しの一環として追加される見込みであった企業が見直し月第三金曜日直前の木曜にインドネシア証券取引所の Criteria 10 の下でウォッチリストボードに含まれている場合、その企業が同ウォッチリストボードから削除されるまで追加は延期されます。その企業が他の面で引き続き要件を満たしているとすれば、T+5 事前通知の提供をもって見直し発効日後に追加が実施されます。

特定の適格審査に不合格となった銘柄のリストは以下のリンクで見ることができます。

ftse-russell-Index-constituents-deleted-for-failing-specific-eligibility-screens.pdf

6.5 U.S.外国企業説明責任法 （HFCAA）

6.5.1 2021 年 12 月発効として、米国証券取引委員会（SEC）は外国企業説明責任法（HFCAA）を適用しました。***HFCAA は、公開企業会計監視委員会（PCAOB）に対して、米国証券取引所に上場する企業に関して独立した監査を実施する能力を有することを要求しています。***2 年連続で HFCAA に準拠していない場合（年次申告に基づく）、非準拠の証券は米国証券取引所から上場廃止となります。***2 年連続の時間枠は 2022 年 12 月に導入されました。それ以前は 3 年連続の非準拠と定められていました。HFCAA に準拠していない証券は、SEC によって「Conclusive list of issuers identified under the HFCAA （確定リスト）の表内に掲載されます。

SEC により「確定」リスト内に掲載された場合、以下の取扱いが適用されます。

6.5.2 現地上場しているインデックス構成銘柄の取扱い

– 米国上場銘柄が現地上場している場合、最低 4 週間前に通知することを条件に、次回の FTSE GEIS 四半期レビュー時に米国上場銘柄から現地上場銘柄に切り替わります。現地上場銘柄は、インデックス適格性や流動性の審査に合格する必要はありません。

現地上場とは、以下の取引所へ上場することで定義されます：

– 香港証券取引所 (HKEX) - 中国 P チップに指定

– シンガポール取引所 (SGX) - 中国 S チップに指定

– 上海証券取引所（SSEC）-中国 A 株に指定

Stock Connect で利用可能な場合、FTSE GEIS の対象

– 深セン証券取引所（SZSE）-中国 A 株に指定

Stock Connect で利用可能な場合、FTSE GEIS の対象

6.5.3 現地上場していないインデックス構成銘柄の取扱い

– 米国上場のインデックス構成銘柄が現地に上場していないが、現地の証券取引所が現地での上場確定日を公表している場合、現地での取引が開始されるまで米国での上場は保持され、その後、最低 4 週間の予告期間を経て、その後の四半期レビューと同時に米国上場から現地上場に切り替わります。現地上場銘柄は、インデックス適格性や流動性の審査に合格する必要はありません。

  この米国上場銘柄を FTSE Russel インデックスから削除されないようにするには、非準拠の 2 年目の 4 週間前までに現地上場の取引を開始する必要があります。つまり、SEC が 2025 年 3 月 1 日までに非準拠の 2 年目を報告するとされる場合、現地上場は 2025 年 2 月 1 日までに取引を開始し、SEC の報告予定日に先立って米国上場を現地上場に切り替え、最低限 T+5 で通知する必要があります。

– 米国上場のインデックス構成銘柄が現地上場していない場合、その構成銘柄は HFCAA「確定」リストに追加された時点から 3 ヶ月間、FTSE Russell インデックスに保持され、現地の証券取引所が現地の上場確定を公表できるようになります。3 ヵ月経過しても現地の証券取引所から現地の上場日を確認する公示がない場合、最低 4 週間前の通知を条件に、次の四半期レビューで米国上場のインデックス構成銘柄は削除します。

  米国上場のインデックス構成銘柄で現地上場していない銘柄が HFCAA の 「確定」リストに特定され、3 ヵ月後に削除されるまでの間、当該インデックス構成銘柄のインデックス株数が増加するような任意のコーポレートアクション、及びインデックスレビューによるサイズセグメントの変更は FTSE Russell インデックス に反映されません。

  米国上場インデックス構成銘柄が FTSE Russell のインデックスから削除された後、現地上場で取引開始された場合、インデックス適格性の観点から、現地上場は新規銘柄として扱われます。

– 米国上場インデックス構成銘柄が、HFCAA を理由に FTSE Russell インデックスから除外されたものの、2 回目のテスト期間において HFCAA に準拠していたため米国での上場が保持された場合、SEC の 「確定」リストから除外されてから 12 ヶ月後に再度組入れが検討されることになります。インデックス適格性の観点からは、新規発行として扱われます。

– SEC の「確定」リストに掲載された非構成銘柄は、SEC の「確定」リストから削除されてから 12 ヶ月経過するまで FTSE Russell インデックスの対象にはなりません。

FTSE Russell インデックスにおける HFCAA の実施に関する追加情報については the Holding Foreign Companies Accountable Act (HFCAA) - Update FAQ を参照してください。

6.6 取引の審査

6.6.1 既存銘柄および非構成銘柄で、過去 1 年間 （審査締切日まで）に 60 日以上取引されていない銘柄は、インデックスの組入れ対象外とします。定期/臨時の休場日、および予定外の市場閉鎖は、合計にカウントされません。それ以外では、証券の非取引の理由は考慮されません。取引の日数が 1 年に満たない銘柄は、上場後の取引可能な日数に応じて 60 日の期間を日割りで計算します。 注：

– すべての標準取引日を計算に入れます（必要に応じて金曜日および日曜日）

– 標準以外の臨時の取引日は計算に含まれません （例：臨時の土曜取引は考慮されません）

- 比例配分計算が必要な場合は、レビュー締切日までの前年の当該市場における取引可能日数が計算の基礎として使用されます。例：ABC 市場は、レビュー締切日までの年間取引可能日数が 253 日あります。上場以降の取引可能な日数の 23.7% (60/253) 以上が取引されなかった場合、当該証券は適格対象外となります。
- この審査の結果、インデックスから削除された証券は、削除から 12 ヶ月経過した後にのみ、再度組入れが検討されます。インデックスの適格性の観点から、新規発行として扱われます。

セクション 7

構成銘柄の定期的レビュー

7. 構成銘柄の定期的レビュー

7.1 インデックスの地域とレビュー

7.1.1 レビューのために、国は地域 （詳細は後述）に分類されます。各地域のレビューは、以下に示すように半年ごとに行われます。

レビュー対象地域	レビュー日	データ取得日
アジア太平洋諸国（中国、日本を除く）[5]		
中国 [2]		
欧州先進国		
ヨーロッパ新興国	3 月半期	12 月の最終営業日
日本	9 月半期	6 月の最終営業日
ラテンアメリカ		
欧州、中近東、およびアフリカ		
北米		

注：アドバンスト新興市場とセカンダリー新興市場は、セクション 7 および 8 において新興市場として扱われます。

7.2 インデックスのレビュー

7.2.1 地域別レビューは、12 月と 6 月の最終営業日（各国の最終営業日が土曜日または日曜日の場合、データは土曜日の前の最終営業日の引けに取得されます）時点のデータに基づき、3 月と 9 月に半期ごとに実施されます。定期的なレビューにともなう構成銘柄の変更は、3 月と 9 月の第 3 金曜日の引け後（すなわち翌月曜日に有効）に実施される予定です。

7.2.2 レビューのプロセスは、前回のレビュー以降の市場の動きを反映させ、回転率を最小限に抑えるように設計されています。

7.3 レビュープロセス

地域ユニバース

7.3.1 グローバルインデックスに含まれる国の国籍を割り当てられたすべての適格企業（付録 A および B に準拠）を選択して、地域ユニバースを定義します。

[5]2019 年 3 月の半期レビューから、異なる中国株クラスは独立した地域として見直されることになります。
2019 年 3 月の半期毎のインデックス適格基準を通過した中国 A 株は、Northbound China Stock Connect Scheme の売買リストで引き続き利用できることを条件に、2019 年 6 月から FTSE Global Equity Index Series に追加されます。

FTSE グローバルインデックスに含まれるすべての証券は、Nationality Statement に記載された規則に 従って国籍が割り当てられます。詳細については、次のリンクからご覧いただけます:

Determining_Nationality.pdf

7.3.2 時価総額 （発行済み株式*価格） で企業を評価し、複数の種類株をグループ化し、時価総額で企業（証券ではない）をランク付けします（上限が適用される企業は時価総額の上限に基づいてランク付けされます（規則 7.3.4 を参照））。

– 会社の時価総額は、FTSE Russell の発行済み株式に関する規則に従い （コーポレートアクションとイベントガイドに記載されており、以下のリンクからアクセス可能）、インデックスのレビュー締め切り日に上場*および発行されているすべての株式で構成されます。

Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf

*中国企業の時価総額の計算に使用する A 株の合計を決定する際には、取引可能 A 株 + 取引不可 A 株 + 譲渡不可株（該当する場合）を合わせて A 株の合計を計算することに留意してください。

– 上場されているが、自己株式や従業員スキームによる発行待ちの株式など、企業の現在の発行済み株式資本の一部を構成していない株式は、時価総額の計算から除外されます。

7.3.3 地域内のすべての適格企業の総資本を集計し、地域ユニバースの総時価総額を算出します。

7.3.4 地域ユニバースの総資本に基づく総時価総額が 10%を超える企業は、10%を上限とします。上限を超過する企業がない場合、100%の地域ユニバースは規則 7.3.1 に従って定義されます。それ以外の場合、100%の地域ユニバースは地域内のすべての適格企業の上限付き時価総額合計を集計して再計算されます。

7.3.5 レビュープロセスを通じて、企業の適格証券は常にグループ化され、個々の証券ではなく、企業全体として大型株、中型株、小型株に割り当てられます（規則 7.6 参照）。

インデックス ユニバース

7.3.6 インデックス ユニバースは、各地域ユニバース内の全ての企業を総時価総額 （上限が設定されている企業は上限時価総額を基にします）で降順にランク付けすることで定義します。地域ユニバースの上位 98%のウェイトが選択され、インデックス ユニバースが形成されます。

7.4 適格有価証券に適用される審査

適格証券は、セクション 6 で詳述されている審査の対象となります。

7.4.1 付録 B に記載されたすべての中国株クラスは、中国地域のレビューの一環として見直されます。インデックス組入れ審査を通過した中国 A 株は、FTSE China A Index の構成銘柄として選定されます。

7.4.2 Northbound Stock Connect Screen：3 月、6 月、9 月、12 月の四半期ごとに、FTSE China A Index の構成銘柄のうち、Northbound China Stock Connect Scheme の売買リストで適格とされた銘柄を FTSE Global Equity Index Series に組み入れ、FTSE China A Stock Connect Index を構成します。この審査の締切日は、レビュー月の第 3 金曜日より 4 週前の木曜日の営業日終了時です。具体的には 2019 年 12 月のレビューについては、2019 年 11 月 21 日（木）が締切でした。

注： ランキングの締切日は、FTSE Global Equity Index Series のレビューに合わせます。

7.5 複数の種類株式

会社が複数の種類株式を発行している場合には、各種類株が単独でインデックス適格性審査に合格していれば、いずれもインデックスに含まれ価格は別々に設定されます。

一部払込済み株式は、コールが固定されており、将来の支払期日が確定している場合、全額払込済み基準で価格設定されます。いずれの点においても将来のコールが不確実なものについては、一部払込済み基準で価格設定されます。

7.6 インデックスの構成銘柄のレビュー

7.6.1 銘柄入替による回転率を下げるために、既存および潜在的な構成銘柄には、大型株、中型株、小型株の間のカットオフポイントを決定するための一連の「バッファーゾーン」が適用されます ― バッファーの詳細は下表のとおりです。カットオフのパーセンテージに加えて、新規構成銘柄は、特定の地域およびインデックスセグメント（FTSE All-World Index および FTSE Global Small Cap Index など）ごとに割り当てられた組入れレベルおよび除外レベルのベーシスポイントをパスする必要があります。それらの組入れおよび除外のレベルはルールに詳説されています 7.6.2。

	入替のバッファー（インデックスユニバースに基づく）	
	組入れ対象	除外対象
大型株	68%	72%
中型株	86%	92%
小型株	98%	101%

注：インデックス・ユニバースの 101%は、地域ユニバースの約 99%です。

上記の閾値は、インデックス・レビュー時価総額基準日（すなわち 12 月と 6 月の最終営業日）に基づき、半期ごとに実施される 3 月と 9 月のレビュー用に算出されます。 6 月と 12 月の四半期レビューについては、先立つ半期レビューで算出される閾値は、IPO 基準日まで（すなわちそれぞれ 4 月と 5 月の最終営業日まで）の前回半期レビュー以来の地域インデックスのパフォーマンスを反映するようインデックス調整が行われます。

7.6.2 FTSE Global Equity Index Series の全地域における投資可能市場時価総額による組入れおよび除外の比率は以下のようになります。インデックスへの追加・除外・その他の変更を決定するため、四半期ごとの時価総額/IPO 基準日（3 月.・9 月の半期レビュー用にはそれぞれ 12 月と 6 月の最終営業日、6 月・12 月のレビュー用にはそれぞれ 4 月と 10 月の最終営業日）に計算が行われます。これらの比率は、それぞれの地域の小型株インデックスに基づくものです。個別銘柄は、該当する地域レベルに対してテストされます。

地域	組入れ*（新規株式）	除外*（現在の株式）
欧州先進国 **北米**	0.02%	0.005%
アジア太平洋諸国（中国、日本を除く） **日本**	0.05%	0.01%
中国（A, B, H, N 株、P、レッド、S チップ）	0.1%	0.02%
中南米 **中東 & アフリカ**	0.50%	0.20%
欧州新興国	1.00%	0.20%

投資可能時価総額の最低組入れレベル 1 億 5,000 万米ドル、最低除外レベル 3,000 万米ドルが、全地域レビューに導入されます。2023 年 3 月の半期レビューと共に発効。 例えば、上記比率を用いて組入れ閾値を 9,000 万米ドルとすると、対応する組入れレベルは 1 億 5,000 万ドルに設定されます。 同様に、上記比率を用いて除外レベルを 2,500 万米ドルと計算すると、対応する除外レベルは 3,000 万米ドルと設定されます。

*注記：市場に国分類のステータス変更が起きたとき、また中国 A のような既存市場で組入れ要因が増大しその変更がトランシェに設定された場合、その市場の変更完了後の投資可能ウェイトは、四半期レビュー、半期レビューにおいて、地域の投資可能時価総額集計の計算に用いられます。

7.6.3 Global Equity Index Series に現在含まれていない企業：

- 総時価総額がインデックス ユニバースの 68%以上で、現在の各地域の All-World インデックスの総時価総額に対するウェイトが 0.04%を超える企業で、かつ各地域の規則 7.6.2 に示された投資可能時価総額による組入れ比率レベルを超えるウェイトの企業は、対象地域の大型株インデックスに組み入れられます。
- 総時価総額がインデックス ユニバースの 68%を下回るが、上位 86%に含まれる企業で、現在の各地域の All-World インデックスの総時価総額に対するウェイトが 0.04% を超え、かつ各地域の規則 7.6.2 に示された投資可能時価総額による組入れ比率レベルを超えるウェイトの企業は、対象地域の中型株インデックスに組み入れられます。
- 総時価総額がインデックス ユニバースの上位 86%を下回るが、上位 98%に含まれる企業、 または現在の各地域の All World インデックスの時価総額に対するウェイトが 0.04% 未満で、かつ各地域の規則 7.6.2 に示された投資可能時価総額による組入れ比率レベルを超える企業は、対象地域の小型株インデックスに組み入れられます。
- 投資可能時価総額が 2,500 万米ドル*を超える証券で、以下のいずれかに該当する場合、超小型株インデックスに組み入れられます：
  - インデックスのレビューに規則 7.6.1 が適用されている場合、総時価総額がインデックス ユニバースの上位 98%から外れている企業、または
  - インデックスのレビューに規則 7.6.2 が適用されている場合、投資可能時価総額が小型株の組入れレベル未満の証券で、時価総額がインデックス ユニバースの上位 92%から外れている企業。

  * グローバルな超小型株価格インデックスで調整したインデックス。

7.6.4 既存の構成銘柄：

- **大型株**の構成銘柄は、規則 7.3 に記述されたランキングの上位 72%に入る場合、大型株インデックスにとどまります。インデックス ユニバースの 72%～92%の間に位置する場合は、中型株に移動します。インデックス ユニバースの 92%以下であるが、上位 101%以内に位置する場合は、小型株に移動します。総時価総額がインデックス ユニバースの 101%を下回る場合、または投資可能な時価総額による各地域の規則 7.6.2 で示された除外率レベルより小さいウェイトを持つ場合、それらはインデックスから除外されます。

- **中型株**の構成銘柄が、規則 7.3 で記述されたランキングの上位 68%に入る場合、大型株に移動します。インデックス ユニバースの 68%～92%の間に位置する場合は、中型株にとどまります。インデックス ユニバースの 92%以下であるが、上位 101%以内に位置する場合は、小型株に移動します。総時価総額がインデックス ユニバースの 101%を下回る場合、または投資可能な時価総額による各地域の規則 7.6.2 で示された除外率レベルより小さいウェイトを持つ場合、それらはインデックスから除外されます。

- **小型株**の構成銘柄が、規則 7.3 で記述されたランキングの上位 68%に入る場合、大型株に移動します。総時価総額がインデックス ユニバースの 68%～86% に位置し、現在の各地域の All-World インデックスの時価総額に対するウェイトが 0.04%を超える場合、中型株に移動します。インデックス・ユニバースの 86%を下回る場合、または現在の各地域の All-World インデックスの総時価総額に対するウェイトが 0.04% 未満であるが、インデックス・ユニバースの上位 101%内にある場合は、小型株にとどまります。総時価総額がインデックス ユニバースの 101%を下回る場合、または投資可能な時価総額による各地域の規則 7.6.2 で示された除外率レベルより小さいウェイトを持つ場合、それらはインデックスから除外されます。

- **超小型株** の構成銘柄が、規則 7.3 で記述されたランキングの上位 68%に入る場合、大型株に移動します。総時価総額がインデックス ユニバースの 68%～86% に位置し、現在の各地域の All-World インデックスの時価総額に対するウェイトが 0.04%を超える場合、中型株に移動します。インデックスユニバースの 86%を下回る場合、または現在の各地域の All-World インデックスの総時価総額に対するウェイトが 0.04% 未満であるが、インデックスユニバースの上位 98%内にある場合は、小型株に移動します。超小型証券で投資可能時価総額が 2,000 万米ドル*以下であるか、または以下のいずれかに該当する場合、インデックスから除外されます：

  - インデックスのレビューに規則 7.6.1 が適用されている場合、時価総額がインデックス ユニバースの上位 98%以内に位置する企業、または

  - インデックスのレビューに規則 7.6.2 が適用されている場合、投資可能時価総額が小型株の組入れレベルを超える証券、または時価総額がインデックス ユニバースの上位 92%以内に位置する企業。

  * グローバルな超小型株価格インデックスで調整したインデックス。

セクション 8

レビュー時以外の追加

8. レビュー時以外の追加

8.1 ファストエントリー基準の定義

a. **大型株組入れレベル** - 規則 7.3 に従って順位付けしたとき、各地域のインデックスユニバースの時価総額で上位 68%以内に含まれる最小企業の総時価総額。

b. **中型株組入れレベル** - 規則 7.3 に従って順位付けしたとき、各地域のインデックスユニバースの時価総額の上位 86%以内に入る最小企業の時価総額。

8.1.1 浮動株が 5%以下の証券がファストエントリーの対象になるには、投資可能時価総額が地域別組入れ比率レベルの 10 倍 （規則 7.6.2 参照） を超えている必要があります。 そのような証券は大型株インデックスに割り当てられます。

浮動株が 5%を超える証券がファストエントリーの対象になるには、企業レベルでの時価総額基準値と、証券レベルでの投資可能な時価総額基準値の両方を満たす必要があります。

– 総時価総額の基準値は、中型株の組入れレベルの 1.5 倍と定義されています（規則 8.1b を参照）。

  例えば、86%の中型株の組入れ比率が、100 億米ドルの場合。企業レベルでの総時価総額のファストエントリーの基準値は、100 億ドル*×1.5＝150 億米ドルになります。

– 投資可能時価総額の基準値は、中型株の組入れレベルの 0.5 倍と定義されています。

  例えば、86%の中型株の組入れ比率が、100 億米ドルの場合。証券レベルでの投資可能時価総額のファストエントリーの基準値は、100 億ドル*×0.5＝50 億米ドルになります。

  証券が総時価総額テストと投資可能時価総額テストの両方に合格した場合、総時価総額が 大型株の組入れ水準（8.1a を参照）を超えていれば大型株インデックスに、そうでなければ 中型株インデックスに 割り当てられることになります。

注：

a. 新規株式公開（IPO）時に募集された株式のみが、ファストエントリーの適格性を評価する目的で投資可能時価総額の計算に含まれ、適格であれば、募集株式のみがインデックスの計算に含まれます。

b. FTSE Russell は、IPO ファストエントリー候補の投資可能ウェイトを評価する際、国内の個人投資家のみが利用できる株式をすべて制限します。国内の個人投資家のみが利用できる株式については、その後のレビューの浮動株評価において考慮されます。また、募集株式を保有するためのインセンティブがある場合、そのインセンティブが失効するまでは、当該株式は浮動株制限を受けることになります。

c. IPO 目論見書に外国人投資家が IPO に参加できないと明示的に記載されている場合、その IPO はファストエントリー評価の対象となりません。例えば、ストックコネクト経由でアクセスする中国 A のような IPO であれば、ルール 8.1.3 B の要件を満たすことを条件に、次のインデックス・レビュー時に組入れ適格性が評価されます。

d. グリーンシュー（オーバーアロットメントオプション）として募集される株式、およびロックアップされる株式は、投資可能時価総額の計算から除外され、ファストエントリー時のインデックス計算から除外されます。

8.1.2 ファスト エントリーレベルは、12 月と 6 月の最終取引日のデータを用いて、3 月と 9 月の半年ごとのレビュー時点で設定されます。インデックスは、それぞれ 1 月と 7 月の最終営業日に合わせて調整され、地域の FTSE Global All Cap Index Series のパフォーマンスを反映し、FTSE Russell により公表される予定です。

6 月と 12 月には、ファスト エントリーレベルが IPO 基準日（それぞれ 4 月と 10 月の最終営業日）で調整され、地域の FTSE Global All Cap Index Series のパフォーマンスを反映し、更新された数値が FTSE Russell より発表されます。

注意：基準日が非取引日の場合、または土曜日、日曜日の場合は、前取引日のデータを使用します。

8.1.3 既存の構成銘柄であるか否かを問わず、企業が新規株式公開を行う場合、その証券が以下の条件を満たしていれば、FTSE Global Equity Index Series へのファストエントリー組入れの対象となります。

A. IPO が適格性基準を満たし、流動性審査以外の審査を通過した場合、その時価総額と取引初日の終値を用いた投資可能時価総額が、関連地域のファスト エントリー基準 （規則 8.1.1 参照） を超えていれば、ファストエントリーが可能です。新しい証券をインデックスに追加する場合は、取引開始 5 日目の営業終了後に実施します。取引日は月曜日から金曜日までで、土曜日と日曜日の取引は除きます。取引開始 5 日目がインデックスレビューの週に当たる場合、ファストエントリーに該当する証券はレビュー適用日と同時にインデックスに追加されます。

B. IPO がインデックスへのファストエントリーに該当しない場合は、次回のレビュー時に FTSE Global Equity Index Series への組入れが再度検討されます。しかし、3 月と 9 月の半期レビュー以外の四半期レビュー時の組入れの場合、その会社の時価総額は IPO 基準日の終値で以下の条件に該当しなければなりません。

– 規則 7.6.1 と 7.6.2 に従って、組入れレベルと同等またはそれ以上である

– 規則 8.1.2 の FTSE Global Micro Cap 組入れレベルを超えていること

– 規則 6.2 および 6.3 に適格である （3 ヶ月の取引実績という最低条件を含む）

中国 A 株はインデックスへのファストエントリーの対象外であり、Northbound China Stock Connect Scheme の売買リストに基づき取引され、適格基準および審査を満たしている場合、次回レビュー時に FTSE Global Equity Index Series への組入れが検討されます。

C. SPAC IPO

未上場の特別買収目的会社 （以下、SPAC）が被買収側企業を取得し、適格な企業構造となり、IPO 登録届出書とリストを提出した場合、その企業はインデックス組入れのための IPO とみなされます。

米国適格企業がその IPO を de-SPAC 取引を通して実施した場合は、最長の制定ロックアップ期日後にのみ検討の対象となります。元の SPAC は、規定のデータ基準期間内で最長の制定ロックアップ期日後の四半期レビューで評価されます。

D. 株式会社化

株式会社化により、新規上場した適格証券の浮動株全体が個人株主に譲渡される場合、その証券の追加は取引開始後 1 ヶ月間延期されます - ただし、その間の十分な流動性（規則 6.3 で定義）が実証されることが条件です。

E. 新たに適格証券となる証券、例えば非構成銘柄が適格市場に移動する場合、次回の半期レビュー時点での組入れが検討されます。

F. 直接上場ベストエフォートの変動型 IPO*は、以下の理由によりファストエントリーへの組入れは考慮されません。

– FTSE Russel が最低浮動株数の要件を満たしているかどうか確認できない。および

– FTSE Russel がインデックス算出のために正確な浮動株を割り当てることができない。

G. 変動／ベストエフォート／直接上場 IPO は、レビュー基準日までに公示*が行われ（IPO 後に公開）、IPO の最新株式構成を確認できるのであれば、次の四半期見直し時にインデックス組入れが考慮されます。インデックスへの組入れは、他のすべての適格基準を満たすことが条件となります。IPO 後の株式構成がレビュー基準日までに開示されていなければ、当該銘柄の評価は次の四半期見直しまで延期されます。翌四半期の締切日までに開示がない場合は、その企業は半期ごとのレビュー過程でのみ評価されます（なお、組入れは上記の開示が条件となります）**。

*通常、公示は会社による提出書類、証券取引所の通知、または株式保有に関する規制の告知によって行われます。

**実例：

3 月のレビューでは、IPO レビュー機関に上場した変動、ベストエフォート、また直接上場 IPO は、IPO 後、3 月のレビューの IPO 時価総額基準日（すなわち 12 月 31 日）までに更新した株主構成を開示することが要求されます。

それ以前に開示がない場合、3 月のレビューでは組入れ対象外となり、次回 6 月のレビューで再評価されます。

6 月レビューの IPO 基準日以前に IPO 後の株主構成の公表がない場合、IPO 追加候補として検討されなくなり、代わりに半期ごとのレビュー過程で評価されることになります。

セクション 9

コーポレートアクションおよびイベント

9. コーポレートアクションおよびイベント

9.1 コーポレートアクションおよびイベントによる構成企業の変更の詳細は、以下のリンクからご覧いただけるコーポレートアクションおよびイベント・ガイドをご参照下さい。

Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf

コーポレートアクションとは、株主に対するアクションを言い、 株価は落ち日における調整に影響されます。株価は配当落ち日の調整に従います。これらには、次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー / エンタイトルメント・オファー
- 株式化
- 分割 / 併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレートイベントとは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。これは、浮動株比率の変動要因となり、 インデックス調整が必要となる場合は、FTSE Russell が調整のタイミングを通知します。

9.2 発行済み株式

9.2.1 発行済み株式数の変更に伴う調整は、「コーポレートアクションおよびイベント・ガイド」の記載に基づきます。

9.3 投資可能ウェイト

9.3.1 構成銘柄の浮動株の変更については「コーポレートアクションおよびイベント・ガイド」の記載に基づきます。

9.4 スピンオフ

ある構成銘柄が分割され、既存株主への新株発行により 2 社以上の会社が設立される場合、設立される会社は、前身会社と同じ FTSE Global Equity Index Series の構成銘柄として継続できる可能性があります。構成銘柄として継続する資格がある場合、スピンオフ企業は次の四半期レビューまで親会社と同じインデックスにとどまり、最低 3 ヶ月の取引実績があることを条件に、子企業・

親会社ともにテストに付されます。子企業は新規銘柄として流動性をテストされ、親会社はスピンオフ期日からのプロラタ・ベースで流動性をテストされ、それぞれの除外基準を下回る場合には子企業も親会社も再ランク付けまたは削除されます。

詳細については、「コーポレートアクションおよびイベントガイド」をご覧ください。

9.5 取引の中止

取引中止についての規則は、「コーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

9.6 買収、合併、会社分割

買収、合併、会社分割の取り扱いについては、コーポレートアクションおよびイベントガイドをご覧ください。

9.7 Northbound China Stock Connect Scheme の売買リストによる取引

中国 A 株が、Northbound China Stock Connect Scheme の売買リストから削除された場合には、FTSE Global Equity Index Series から削除されます。この削除は、Northbound China Stock Connect Scheme の売買リストと同時に行われます。Northbound China Stock Connect Scheme の売買リストの変更について限定的な通知が行われた場合、FTSE Russell は変更のタイミングを通知します。

セクション 10

配当金の取扱い

10. 配当金の取扱い

10.1 配当は FTSE Global Equity Index Series の 標準的なトータル・リターン・インデックスの算出に使用されます。すべての配当金は、配当落ち日時点で適用されます。

10.2 また、一連の税引後ネット・トータル・リターン・インデックスは、送金元企業と同じ国に居住しておらず、二重課税防止条約の恩恵を受けていない機関投資家が受け取る配当金に適用される最大源泉徴収税率に基づいて算出されています。

税引後指標に使用されている源泉徴収税率は、以下のリンクからアクセスできます。

Withholding_Tax_Service

また、FTSE Russell Withholding Tax Guide は、以下のリンクからアクセスできます。

FTSE_Russell_Withholding_Tax_Guide.pdf

セクション 11

業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark: ICB)

11. 業種分類ベンチマーク（Industry Classification Benchmark： ICB）[6]

11.1 分類構造

11.1.1 FTSE Global Equity Index Series の構成銘柄は Industry Classification Benchmark (ICB) に規定されているとおり、インダストリー、スーパーセクター、セクター、サブセクターに分類されます。

11.1.2 Industry Classification Benchmark の詳細については、FTSE Russell からご入手いただくか、FTSE Russell のウェブサイト (www.ftserussell.com) からご参照ください。

Industry_Classification_Benchmark

[6] FTSE インデックスは、2021 年 3 月に新しい ICB 分類システムに移行しました。

セクション 12

アルゴリズムと算出方法

12. アルゴリズムと算出方法

12.1 価格

12.1.1 FTSE Global Equity Index Series は、「Guide to Closing Prices used for Index Calculation（インデックス算出のための最終取引価格ガイド）」で説明される最終価格を使用しています。詳細については、次のリンクからご覧いただけます：

Closing_Prices_Used_For_Index_Calculation.pdf

12.1.2 WMR FX Benchmarks のリアルタイム為替レートは、リアルタイムで配信されるインデックスの計算に使用されています。End of Day の計算に使用される為替レートは、ロンドン時間 16 時に収集される WMR Closing Spot Rates™です。

12.2 算出頻度

12.2.1 FTSE Global Equity Index Series の算出スケジュールについては付録 C をご覧ください。

12.3 アルゴリズム

12.3.1 FTSE Global Equity Index Series で使用されるアルゴリズムと算出方法の詳細については、Guide to Calculation Methods をご覧ください。

12.3.2 FTSE Global Equity Index Series 内の特定の日におけるインデックスのパフォーマンスは、以下の差のパーセンテージを計算することで決定します:

- その日の終値におけるインデックスの時価総額および
- その日の始値における時価総額

「その日の始値」は、資本異動、投資可能ウェイトの変更、追加、削除を調整した前日の終値として定義されます。

12.3.3 FTSE Global Equity Index Series のパフォーマンスが投資家の経験を反映するように、資本異動のたびに調整が行われます （詳細はコーポレートアクションとイベントガイドをご覧ください）。

付録 A

適格証券取引所および市場セグメント

注:店頭（OTC）、代替取引システム、多角的取引システム（MTF）とみなされる取引所にのみ上場している証券は、インデックス採用の検討対象とはなりません。

すでに適格とされる国における証券取引所の適格性評価では、FTSE Russell は以下のようなファクターを検討します。

1. 重要性

FTSE Russell は、（すでに FTSE 国分類フレームワークの当該基準に合致している国において）二次的取引所、取引所セグメント、また取引場所が FTSE Global Equity Index シリーズ（GEIS）適格の上場株式を扱っているかどうかに基づき、重要性を決定します。

重要性の解釈は以下の通りです。

- 適格な先進国において、二次的取引所、取引所セグメント、取引場所が GEIS の投資可能時価総額の少なくとも 0.01%に達していること
- 適格な新興国において、二次的取引所、取引所セグメント、取引場所が GEIS の投資可能時価総額の少なくとも 0.005%に達していること

二次的取引所、取引所セグメント、取引場所が「重要性」以外のすべての基準を満たすのであれば、重要性の要件は 9 月の年次テストに付されます。ただし、その他の条件への合致が継続し、前回テスト後少なくとも 1 年が経過した場合とします。

2. 規制環境と取引所セグメント/取引場所のガバナンス

FTSE Russell は以下を考慮します。

- 取引所セグメント/取引場所が当該規制当局に認可されているか、またどのように構成されているか
- 統一性ある適切な基準が適用されているか
- 二次的取引所、取引所セグメント、取引場所のポリシーに対する監視と遵守が明らかであるか、また参加者が一貫して適切な行為を行うことに説明責任を負っているか
- 二次的取引所、取引所セグメント、取引場所が外国からの参加者に対して十分なアクセシビリティを確保し、国内参加者と同一基準で扱っているか

3. 市場データと運用

FTSE Russell は以下を考慮します。

- 二次的取引所、取引所セグメント、取引場所の機能を決定する運用モデルが開示され、透明性、一貫性、十分な開示を明らかにしているか
- **適切に定義した銘柄取引停止を制定するルールが存在し、正当な取引停止期限が定められているか**
- 銘柄の価格付け、市場デプス、コーポレート・アクションに関し、十分な透明性があるか
- 取引コストが適切で、国内の他の取引場所と一貫しているか
- 提供されるデータは株式インデックスの計算に適切であるか

4. 清算・決済・カストディ

FTSE Russell は以下を考慮します。

- 決済モデルが国際基準に合致し、リスクを抑制し運用の整合性を確実にするために適切な安全対策とツールが用意されているかどうか
- 二次的取引所、取引所セグメント、取引場所が DvP 決済モデルを運用し、外国人参加者が事前資金調達を行う必要がないかどうか

組入れの考慮対象となると、適格となる取引所と市場セグメント（以下のリスト参照）は、上記の重要性テストの対象外となります。

アジア太平洋諸国（中国、日本を除く）

国	取引所	市場区分
オーストラリア	オーストラリア証券取引所	ASX Official Market
香港	香港証券取引所	メインボード
インド	インド国立証券取引所	メインボード
インドネシア	インドネシア証券取引所	メインボード メイン - 新エコノミーボード
マレーシア	マレーシア証券取引所	主要市場
ニュージーランド	ニュージーランド証券取引所	メインボード
パキスタン	パキスタン証券取引所	メインボード[7]
フィリピン	フィリピン証券取引所	メインボード
シンガポール	シンガポール取引所	メインボード
韓国	韓国証券取引所	KOSPI 市場 KOSDAQ 市場
台湾	台湾証券取引所	メインボード

[7] パキスタンは 2024 年 9 月のインデックス見直しでセカンダリー新興国からフロンティアマーケットに変更される見通しで、2024 年 9 月 23 日（月）から発効となります。

	タイペイ エクスチェンジ	メインボード
タイ	タイ証券取引所	メインボード
		外国人ボード

中国

国	取引所	市場区分
中国	上海証券取引所	メインボード、STAR ボード
	深セン証券取引所	メインボード
		ChiNext ボード

日本

国	取引所	市場区分
日本	東京証券取引所	プライム市場
		スタンダード市場

欧州先進国

国	取引所	市場区分
オーストリア	ウィーン証券取引所	プライム市場
		スタンダード市場
ベルギー	ユーロネクスト ブリュッセル	Regular Market のみ
ルクセンブルク	ルクセンブルク証券取引所	全上場証券
デンマーク	ナスダック コペンハーゲン	大型株
		中型株
		小型株
フィンランド	ナスダック ヘルシンキ	大型株
		中型株
		小型株
フランス	ユーロネクスト パリ	Regular Market のみ
ドイツ	クセトラ	規制市場（ジェネラル スタンダードまたはプライム スタンダード）
アイルランド	ユーロネクスト ダブリン	Regular Market のみ
イタリア	イタリア証券取引所	ユーロネクスト ミラノ
		ユーロネクスト MIV ミラノ
オランダ	ユーロネクスト アムステルダム	Regular Market のみ
ノルウェー	ユーロネクスト オスロ―	Oslo Bors
		Euronext Expand Oslo

国	取引所	市場区分
ポーランド	ワルシャワ証券取引所	主市場 パラレル市場
ポルトガル	ユーロネクスト リスボン	Regular Market のみ
スペイン	マドリード証券取引所	Madrid Floor Continuous Market
スウェーデン	ナスダック ストックホルム	大型株 中型株 小型株
スイス	SIX スイス証券取引所	全上場証券
英国	ロンドン証券取引所*	主要市場:株式（営利企業）、株式（経過）、株式（国際営利企業セカンダリー上場）、クローズドエンド型投資ファンド*カテゴリー *規則 5.1 により対象外とされない場合に限る

*ロンドン証券取引所の SETSqx セグメントで取引されている銘柄は、規則 7.3.1 により Regional Universe に含まれるが、これらの銘柄は Micro Cap インデックスへの組入れのみが考慮されます。

欧州新興国

国	取引所	市場区分
チェコ共和国	プラハ証券取引所	プライム スタンダード
ギリシャ	アテネ証券取引所	一般セグメント（主要市場）
ハンガリー	ブダペスト証券取引所	株式プレミアム 株式スタンダード 株式 T
アイスランド	ナスダック アイスランド	主要市場
ルーマニア	ブカレスト証券取引所	プレミアム、スタンダード
トルコ	イスタンブール証券取引所	BIST STARS – FTSE 大型株・中型株・小型株 BIST MAIN – FTSE 小型/超小型株 BIST SubMarket

中南米

国	取引所	市場区分
ブラジル	BM&F ボベスパ	オフィシャル マーケット
チリ	サンティアゴ証券取引所	オフィシャル マーケット
コロンビア	コロンビア証券取引所	オフィシャル マーケット
メキシコ	メキシコ証券取引所	オフィシャル マーケット
	メキシコ BIVA 取引所	オフィシャル マーケット

中東 & アフリカ

国	取引所	市場区分
エジプト	エジプト証券取引所	全上場証券
イスラエル	テルアビブ証券取引所	全上場証券
クウェート	ブルサ クウェート	プレミア市場、主要市場
カタール	カタール証券取引所	主要市場
サウジアラビア	タダウル証券取引所	主要市場
南アフリカ	ヨハネスブルグ証券取引所	メインボード
アラブ首長国連邦	アブダビ証券取引所	主要市場、成長市場
	ドバイ金融市場	全上場市場
	ナスダック ドバイ	主要市場、成長市場

北米

国	取引所	市場区分
カナダ	トロント証券取引所	オフィシャル マーケット
	CBOE カナダ	オフィシャル マーケット
米国	ニューヨーク証券取引所	NYSE
		NYSE American
	ナスダック	キャピタルマーケット
		Global Select
	CBOE	グローバル市場
		メインボード

適格市場リストに関するよくある質問

現在の構成銘柄がその唯一上場を不適格な市場セグメントや取引所に移すと発表した場合、どうなるのか？

適切な通知が提供されるのであれば、不適格な市場セグメントや取引所に移動しようとする唯一上場の構成銘柄は、適格取引所における最終取引日の終了時に除外されます。上場廃止に先立って適切な通知が提供できない場合は、事後に除外されます。その際、除外時価格は、状況により、除外時に保有者が達成する値（最後に行われた取引の価格、会社/取引所の公表価値、またはゼロ価値）となります。

現在の構成銘柄がこれまで適格性を審査されたことのない市場セグメントや取引所に移動すると発表した場合、どうなるのか？

適切なデューデリジェンス作業が実施できるのであれば、上場変更に先立ち、新しい取引所や市場セグメントを評価します。新しい取引場所が適格であると判断されれば、銘柄はインデックスに残り、新しい取引所で値付けされます。上場変更以前に新しい取引所や市場セグメントが不適格とされる場合、また評価ができない場合、当該構成銘柄は、不適格な市場セグメントまたは取引所に移動するものとして取り扱われます。

すでに適格とされる取引所に新しい市場セグメントが創設されたら、どうなるのか？

すでに適格とされる取引所に市場セグメントが新設され、それが同所ですでに適格とされるセグメントの特徴を反映しているのであれば、新セグメントは適格とされます。

新しく適格とされた取引所や市場セグメントに上場された証券は、いつインデックスに組み入れられるのか。

FTSE Russell は、公開通知により、新しく適格となった取引所の扱いとスケジュールを発表します。当該銘柄がその取引所で 3 か月以上取引され、他の適格要件をすべて満たすのであれば、通常、次のレビュー時にインデックスに追加されます

付録 B

証券の適格クラス

6.4.2 アジア太平洋諸国 (中国、日本を除く)

国	クラス	説明
オーストラリア	普通 優先	普通 優先
香港	普通	普通
インド	株式	株式
インドネシア	普通	普通
マレーシア	普通	普通 *PN17 に掲載されている銘柄はインデックス組入れ対象外です。
ニュージーランド	普通 優先	普通 優先
パキスタン[8]	普通	普通
フィリピン	普通	普通
シンガポール	普通	普通 *ウォッチリストに掲載されている銘柄はインデックス組入れ対象外です。
韓国	普通 優先株式	普通 優先株式 *管理銘柄に掲載されている銘柄はインデックス組入れ対象外です。
台湾	普通	普通 *ATM (Altered Trading Method) 銘柄はインデックス組入れ対象外です。
タイ	普通 優先	普通 優先

[8] パキスタンは 2024 年 9 月のインデックス見直しでセカンダリー新興国からフロンティアマーケットに変更される見通しで、2024 年 9 月 23 日(月)から発効となります。

国	クラス	説明
		*上場廃止の可能性がある会社に掲載されている銘柄はインデックス組入れ対象外です。

中国

国	クラス	説明
中国	A 株[9]	A 株（中国で取引）
	B 株	B 株（中国で取引）
	H 株	H 株（香港で取引）
	レッドチップ	レッドチップ（香港で取引）
	P チップ	P チップ（香港で取引）
	S チップ	S チップ（シンガポールで取引）
	N 株	N 株（米国で取引）

欧州先進国

国	クラス	説明
オーストリア	Namensaktie	普通記名
	Inhaberaktie	普通無記名
	Partizipationsschein	参加証明書
	Vorzugsaktie	優先
ベルギー/ルクセンブルグ	Ordinaire	普通
	Action AFV	財務利益
デンマーク	“A” aktie	普通議決権
	“B” aktie	議決権制限または無議決権
フィンランド	Vapaat Osakkeet	普通議決権
	Etuoikeutetut	
	Vapaat Osakkeet	議決権制限または無議決権
フランス	アクション	普通
	Action a’dividende prioritaire	優先
	Certificat d’Investissement	投資証明書
	Titre participative	権利証書
	Fiduciary Depositary Receipts	Fiduciary Depositary Receipts
ドイツ	Stammaktie	普通
	Vorzugsaktie	優先
	Inhaberaktie	無記名
	Namensaktie	普通記名
アイルランド	普通	普通
	優先株式	優先株式

[9] 中国 A 株 (Northbound China Stock Connect Scheme で利用可能）：2020 年 6 月にフェーズ 1 を完了し、各証券の投資可能ウェイトの 25%を占めます。

国	クラス	説明
イタリア	Azione	普通
	Azione di Risparmio	貯蓄債（CNV/非 CNV）
	Azione privilegiate	優先
オランダ	Aandeel op naam	記名
	Aandeelaantoonder	無記名
	優先株式	優先株式
ノルウェー	“A” aksje	普通議決権
	“B” aksje	議決権制限または無議決権
ポーランド	普通	普通
		*アラートリストに掲載されている銘柄は対象外です。
ポルトガル	Acções ordinárias	無記名
	Acções preferenciais	優先
	Acções registadas	記名
スペイン	Acciones nominativas	普通記名
	Acciones al portador	普通無記名
	Acciones Preferentes	優先
スウェーデン	“A” aktie	普通議決権
	“B” aktie	議決権制限または無議決権
	“C” aktie	優先株式
	“D” aktie	
	優先株式	
スイス	Namensaktie	記名
	Inhaberaktie	無記名
	Partizipationsschein	参加証明書
	Genusschein	利益分配証明書
英国	普通	普通

欧州新興国

国	クラス	説明
チェコ共和国	Shares	Shares
ギリシャ	Κοινη	普通
	Ονομασπκη	記名
	Κοινη Ονομασπκη	普通記名
	Κοινη Ανωνυμη	普通無記名
	ΠρονομιουχοζΟνομασπικη	優先記名

国	クラス	説明
	Προνομιουχοζ Ανωνυμη	優先無記名
	Προνομιουχοζ Ανευ Ψηψον Ονομασπικη	優先無議決権記名
	Προνομιουχοζ Μετα Ψηψον Ονομασπικη	優先議決権付き記名
アイスランド	普通	普通
ハンガリー	普通	普通
	優先株式	優先株式
ルーマニア	普通	普通
トルコ	Shares	Shares
	無記名	無記名
		*ウォッチリストに掲載されている企業はインデックス組入れ対象外です。

日本

国	クラス	説明
日本	普通	普通

中南米

国	クラス	説明
ブラジル	普通	普通
	優先	優先
チリ	普通	普通
	優先	優先
コロンビア	普通	普通
	優先	優先
メキシコ	普通	普通

中東 & アフリカ

国	クラス	説明
エジプト	普通	普通
	優先株式	優先株式
イスラエル	普通	普通
	優先株式	優先株式
クウェート	普通	普通
カタール	普通	普通

国	クラス	説明
サウジアラビア	普通	普通
南アフリカ	普通	普通
	優先株式	優先株式
アラブ首長国連邦	普通	普通

北米

国	クラス	説明
カナダ	普通	普通
米国	普通	普通

付録 C

算出スケジュール

1. 通常スケジュール

1.1 FTSE Global Equity Index Series は、1 日 1 回、北米の証券市場が終了した直後、ロンドン時間の 21:30～22:00 頃に算出されます。シリーズ内の一部のインデックスはリアルタイムで算出されます。下記をご参照ください。

1.2 インデックス・シリーズは、1 つ以上の構成銘柄の市場が開いている平日に算出されますが、1 月 1 日はインデックスが配布されない場合があります。以下 1.3 の規定を除き、どの市場も土曜日または日曜日の開始に対応するための別計算はしていません。

市場の休みまたは無取引状態により月曜から金曜まで休止される市場では、最近取引日の終値が市場閉鎖日のインデックス計算に使用されます。疑義を避けるためにいえば、金曜日に休止する中東の市場では、木曜日のインデックス終値が金曜日のインデックス算出に用いられ、翌週月曜日のオープン価格のベースとして使われます。

1.3 市場が臨時の週末取引を行い、その臨時取引直後の月曜取引を休止する場合、FTSE Russell では週末取引の終値を月曜日の終値算出に使用します。ただし、常習的に週末取引を行う市場（例えば中東市場）では、取引休止の月曜日の計算に週末取引の終値は使われないことになります。

2. リアルタイム インデックス

各インデックスの終値以外で、算出期間中のすべての算出には、WMR FX Benchmarks のリアルタイムクロスの為替レートが使用されます。これらの各インデックスの終値の算出には、WMR Closing Spot Rates™が使用されます。これらのインデックスのコーポレートアクションは、主要な FTSE Global Equity Index Series 内で適用される価格と為替レートに基づいています。

インデックス	算出時間
FTSE Global All-Cap Index	00:30 ～ 21:10
FTSE Global All-Cap Index（米国を除く）	00:30 ～ 21:10
FTSE Global All-Cap Index（英国を除く）	00:30 ～ 21:10
FTSE Global All-Cap Index（日本を除く）	00:30 ～ 21:10
FTSE Global All-Cap Index（南アフリカを除く）	00:30 ～ 21:10
FTSE Asia Pacific All-Cap Index	00:30 ～ 21:10

インデックス	算出時間
FTSE Asia Pacific All-Cap Index（日本を除く）	00:30 ～ 21:10
FTSE Asia Pacific All-Cap Index（日本・インド・パキスタンを除く）	00:30 ～ 21:10
FTSE Asia Pacific All-Cap Index（日本・インド・パキスタン・オーストラリア・ニュージーランドを除く） ***	00:30 ～ 21:10
FTSE Greater China All-Cap Index	00:30 ～ 21:10
FTSE Europe All-Cap Index	08:00 ～ 16:30
FTSE Europe All-Cap Index（英国を除く）	08:00 ～ 16:30
FTSE Europe All-Cap Index（欧州域を除く）	08:00 ～ 16:30
FTSE Eurozone All-Cap Index	08:00 ～ 16:30
FTSE Developed All-Cap Index	00:30 ～ 21:10
FTSE Developed All-Cap Index（米国を除く）	00:30 ～ 21:10
FTSE Developed All-Cap Index（北米を除く）	00:30 ～ 16:30
FTSE Developed All-Cap Index（英国を除く）	00:30 ～ 21:10
FTSE Developed All-Cap Index（日本を除く）	08:00 ～ 16:30
FTSE Developed Europe All-Cap Index（英国を除く）	08:00 ～ 16:30
FTSE Japan All-Cap Index	23:50 ～ 06:45
FTSE Emerging All-Cap Index	00:30 ～ 21:10
FTSE Emerging Latin America All-Cap Index	13:00 ～ 21:10
FTSE Emerging Asia Pacific All-Cap Index	00:30 ～ 21:10
FTSE Advanced Emerging All-Cap Index	00:30 ～ 21:10
FTSE Secondary Emerging All-Cap Index	01:00 ～ 21:10

*注記:時刻は英国時間です。21:10 まで配信している指数は、21:30 に終値が配信されます。

付録 D

国の追加と削除

以下の日付のマーケットクローズ後に、FTSE Global Equity Index Series に国が追加・削除されました。

FTSE Global Equity Index Series – 国分類			
1986 年 12 月 31 日	1996 年 1 月 1 日	2003 年 6 月 20 日	2018 年 9 月 21 日
オリジナル 23 ヵ国	インドネシア	ベネズエラ(3)	クウェート(11)
オーストラリア	フィリピン		ポーランド (12)
オーストリア		2008 年 9 月 19 日	
ベルギー	1998 年 5 月 1 日	ハンガリー (4)	2019 年 3 月 15 日
カナダ	ギリシャ	イスラエル (5)	サウジアラビア (13)
デンマーク	ポルトガル	ポーランド (4)	
フランス			2019 年 6 月 21 日
ドイツ (西)	2000 年 6 月 30 日	2009 年 9 月 18 日	中国 A (14)
香港	アルゼンチン	韓国 (5)	
アイルランド	チリ		2020 年 9 月 21 日
イタリア	中国	2010 年 9 月 17 日	ペルー(15)
日本	コロンビア	アルゼンチン (6)	ルーマニア (16)
マレーシア	チェコ共和国	アラブ首長国連邦 (7)	
メキシコ	エジプト		2022 年 3 月 7 日
オランダ	ハンガリー	2011 年 6 月 17 日	ロシア (17)
ニュージーランド	インド	チェコ共和国 (4)	2022 年 9 月 19 日
ノルウェー	イスラエル	マレーシア (4)	アイスランド(18)
シンガポール	ルクセンブルク (1)	トルコ (4)	2024 年 9 月 23 日
南アフリカ	マレーシア (2)		パキスタン（19）
スペイン	モロッコ	2012 年 3 月 16 日	
スウェーデン	パキスタン	タイ (4)	

FTSE Global Equity Index Series – 国分類		
スイス	ペルー	
英国	ポーランド	2015 年 6 月 19 日
米国	ロシア	モロッコ (8)
	韓国	
1988 年 1 月 1 日	台湾	2016 年 3 月 18 日
フィンランド	トルコ	ギリシャ (9)
	ベネズエラ	
1994 年 11 月 1 日		2016 年 9 月 16 日
ブラジル	2001 年 1 月 2 日	カタール (10)
タイ	ギリシャ (5)	

国分類表の注記

1. ベルギー/ルクセンブルグの国別インデックスを作成するために追加されました。
2. マレーシアは 1998 年 10 月 1 日に当時の FTSE World Index から削除され、2000 年 6 月 30 日の開始時点から FTSE All-World Index Series に再び組み入れられました。
3. ベネズエラは、2003 年 6 月 20 日（金）営業終了後、FTSE Global Equity Index Series からゼロの値で削除されました。
4. チェコ、ハンガリー、マレーシア、ポーランド、タイ、トルコの国別分類が、セカンダリー新興国からアドバンスト新興国に変更されました。
5. ギリシャ、イスラエル、韓国の国別区分が、アドバンスト新興国から先進国に変更されました。
6. アルゼンチンの国別分類がセカンダリー新興国からフロンティアに変更されました。
7. アラブ首長国連邦が FTSE Global Equity Index Series にセカンダリー新興国として追加されました。
8. モロッコの国別分類がセカンダリー新興国からフロンティアに変更されました。
9. ギリシャの国分類が先進国からアドバンスト新興国に変更されました。
10. カタールの国分類がフロンティアからセカンダリー新興国に変更されました。分類変更は 2 回に分けて実施されました：1 回目の 50%は 2016 年 9 月の FTSE Global Equity Index Series の半期レビューに合わせて実施され、2 回目の 50%は 2017 年 3 月の半期レビューに合わせて実施されました。
11. クウェートが FTSE Global Equity Index Series にセカンダリー新興国として追加されました。分類変更は 2 回に分けて実施されました: 1 回目の 50%は 2018 年 9 月の FTSE Global Equity Index Series の半期レビューに合わせて実施され、2 回目の 50%は 2018 年 12 月の四半期レビューに合わせて実施されました。
12. ポーランドの国分類が、アドバンスト新興国から先進国に変更されました。

13. サウジアラビアが FTSE Global Equity Index Series にセカンダリー新興国として追加されました。分類の変更は、2019 年 3 月、2019 年 4 月、2019 年 6 月、2019 年 9 月、2020 年 3 月、2020 年 6 月の 6 回に分けて実施されました。
14. 中国 A 株が FTSE Global Equity Index Series にセカンダリー新興国として追加されました。分類の変更は、各証券の投資可能ウェイトの 25%ずつ 2019 年 6 月、2019 年 9 月、2020 年 3 月、2020 年 6 月の 4 回に分けて実施されました。
15. ペルーの国別分類がセカンダリー新興国からフロンティアに変更されました。
16. ルーマニアの国分類がフロンティアからセカンダリー新興国に変更されました。
17. ロシアが FTSE Russel インデックスから削除されました。国別分類はセカンダリー新興国からスタンドアローンに変更されました。
18. アイスランドの国分類がフロンティアからセカンダリー新興国に変更されました。アイスランドの組み入れは、2022 年 9 月、2023 年 1 月、2023 年 3 月に同等の 3 回に分けて実施されました。
19. パキスタンの国分類はセカンダリー新興国からフロンティアに変更されました。

付録 E

国分類

以下は、FTSE Global Equity Index Series における各国の現在の分類の一覧です。

先進国	第一新興国	セカンダリー新興国
オーストラリア	ブラジル	チリ
オーストリア	チェコ共和国	中国
ベルギー/ルクセンブルグ	ギリシャ	コロンビア
カナダ	ハンガリー	エジプト
デンマーク	マレーシア	アイスランド
フィンランド	メキシコ	インド
フランス	南アフリカ	インドネシア
ドイツ	台湾	クウェート
香港	タイ	
アイルランド	トルコ	フィリピン
イスラエル		カタール
イタリア		ルーマニア
日本		サウジアラビア
オランダ		アラブ首長国連邦
ニュージーランド		
ノルウェー		
ポーランド		
ポルトガル		
シンガポール		
韓国		
スペイン		
スウェーデン		

先進国	第一新興国	セカンダリー新興国
スイス		
英国		
米国		

付録 F

国別インデックス

6.4.2 FTSE Global Equity Index Series の国

オーストラリア	ドイツ	メキシコ	韓国
オーストリア	ギリシャ	オランダ	スペイン
ベルギー/ルクセンブルグ	香港	ニュージーランド	スウェーデン
ブラジル	ハンガリー	ノルウェー	スイス
カナダ	アイスランド		台湾
チリ	インド	フィリピン	タイ
中国	インドネシア	ポーランド	トルコ
コロンビア	アイルランド	ポルトガル	アラブ首長国連邦
チェコ共和国	イスラエル	カタール	英国
デンマーク	イタリア	ルーマニア	米国
エジプト	日本	サウジアラビア	
フィンランド	クウェート	シンガポール	
フランス	マレーシア	南アフリカ[10]	

[10]FTSE Global Equity Index Series から派生した FTSE South Africa Index は、状況によっては FTSE/JSE インデックスとしてブランド化される場合があることにご注意ください。

付録 G

FTSE Russell 中国株式の説明

1. FTSE Russell 中国株式の説明

[11]A 株、B 株、H 株、レッドチップ、P チップ、S チップ、N 株は、FTSE Global Equity Index Series の対象銘柄です。

2. 株式の説明

中国の株式クラスについては、以下のリンクからアクセスできる「Guide to Chinese Share Class」をご覧ください。

Guide_to_Chinese_Share_Classes.pdf

これらの株式クラスの定義は、毎年 9 月に Global Equity Index Series と同じ日に適用されるように見直されます。

3. Guide to China SOE

中国の国有企業（「China SOEs」または単に「SOE」）と民間会社（「China Non-SOE」または「Non-SOE」）を対比し、オーナーシップのタイプ分類を定義する文書です。

Guide to China SOE

SOE 分類は、該当する特定の FTSE Russell インデックス・シリーズの構築に適用されることがあります。

[11]2019 年 6 月より適用

付録 H

インデックスのステータス

FTSE Global Equity Index Series のインデックスはリアルタイムで計算される場合があります。

リアルタイムの定義詳細については以下のガイドを参照してください。

Real_Time_Status_Definitions.pdf

付録 I

詳細情報

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

Glossary.pdf

FTSE Global Equity Index Series 基本ルールの詳細については、 www.ftserussell.com をご覧いただくか、またはこちら info@ftserussell.com.までメールしてください。お問い合わせ先の詳細については本ウェブサイトに情報があります。

Disclaimer

© 2025 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEG には、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.および FTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) FTSE (Beijing) Consulting Limited (以下「WOFE」)、(7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited（以下「RBSL」）、(8) Refinitiv Limited (以下「RL)、(9) Beyond Ratings S.A.S. (以下「BR」)が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE Global Equity Index Series の算定は、FTSE International Limited により、または同社に代わりその提携事業者、エージェント、パートナーによって行われます。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、BR の取引名です。 「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」「WMR™」、「FR™」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、 Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械の誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて"現状のまま"提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報や LSEG の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG 商品の特定の目的への適切性または適合性に関しても、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません: (a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連あるいは起因する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) （たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても）当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG のメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG のメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレートに直接投資することはできません。インデックスやレートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレートを合法的に売買や保有することができると確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

本書のいかなる部分も該当する LSEG メンバーの書面による事前の承諾なしに、電子的・機械的・複写・録音その他いかなる手段を介しても複製したり、情報検索システムに保存したり、転送したりすることはできません。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要となります。